

規制の対象となる混合食品 ①



- 規制の対象となる混合食品のCNコード※は以下のとおり。
- 輸出する製品が本規制の対象となる混合食品かどうかは、輸入者等を通してEU当局に確認する必要。
※ EU域内で使われる全8桁の合同関税品目分類表。6桁まではHSコードと共通。

CNコード	分類名 (仮訳)
1517	マーガリン、動物性油脂や植物性油脂の混合物及びそれらの調製品
1518	脱水処理や硫化処理などの化学処理を施した動物性油脂、植物性油脂又はそれらの混合物及びそれらの調製品
1601 00	ソーセージその他これに類する物品、これらの物品をもととした調製食料品
1602	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血
1603 00	肉、魚又は甲殻類、軟体動物などのエキス及びジュース
1604	魚、魚卵を調製し又は保存に適する処理をしたもの
1605	甲殻類、軟体動物などを調製し又は保存に適する処理をしたもの
1702	固形の甘蔗糖及び甜菜糖以外の糖類 (乳糖など)
1704	砂糖菓子 (ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。)
1806	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品

規制の対象となる混合食品 ②



CNコード	分類名 (仮訳)
1901	麦芽エキス並びに穀粉などの調製食料品及びミルク、ホエイなどの調製食料品
1902	スパゲッティ、ラザーニヤなど（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）
1904	コーンフレークなど穀物や穀物産品を焼いた調製食料品
1905	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットなどのベーカリー製品
2001	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナッツその他植物の食用の部分
2004	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限る。）
2005	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限る。）
2008	砂糖やその他甘味料、スピリッツを含むかを問わず、調製し又は保存に適する処理をした果実、ナッツ及びその他の植物の可食部（その他に分類されないものに限る。）
2101	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
2103	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
2104	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品
2105 00	アイスクリームその他の氷菓
2106	その他調製食料品
2202	砂糖その他の甘味料又は香味料を加えた飲料、その他のアルコールを含有しない飲料（CN2009の果実又は野菜のジュースを除く。）
2208	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料